

議案第70号

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年11月27日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

公職選挙法が改正されたことを踏まえ、市議会議員の選挙における候補者が選挙運動用のビラを公費負担で作成できるようにするとともに、市議会議員及び市長の選挙における公費負担の限度額を国の選挙に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)<u>第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、取手市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ(以下「ビラ」という。)</u>の作成及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 取手市の議会の議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、<u>64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)</u>までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により取手市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(自動車の使用の<u>公費負担額及び支払手続</u>)</p> <p>第4条 取手市は、候補者(<u>前条の規定によ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)<u>第141条第6項及び第143条第15項の規定に基づき、取手市の議会の議員及び長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「自動車」という。)の使用及び法第143条第1項第5号のポスター(以下「ポスター」という。)の作成の公費負担に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 取手市の議会の議員及び長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、<u>51,500円に、その者につき法第86条第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日(法第100条第1項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。)</u>までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により取手市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(自動車の使用の<u>公費の支払</u>)</p> <p>第4条 取手市は、候補者(<u>前条の届出をし</u></p>

る届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 64,500円 を超える場合には、64,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 15,800円 を超える場合には、15,800円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前

た者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対して支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(以下「一般運送契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において一般運送契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 51,500円 を超える場合には、51,500円)の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が 13,390円 を超える場合には、13,390円)の合計金額

イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金(当該自動車(これに代わり使用される他の自動車を含む。)が既に前

条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が12,500円を超える場合には、12,500円)の合計金額

(ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、7円51銭にビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会が定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 取手市は、候補者(前条の規定によ

条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,210円に当該候補者につき法第86条第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ 当該契約が自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該自動車の運転手(同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が10,000円を超える場合には、10,000円)の合計金額

る届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定めるところにより算定した単価の限度額に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第10条 (略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 取手市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター

(ポスターの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定めるところにより算定した単価の限度額に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第7条 (略)

(ポスターの作成の公費の支払)

第8条 取手市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、462円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に257,500円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数)に相

掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

第12条 (略)

当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

第9条 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の取手市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(取手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の廃止)

3 取手市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年条例第29号)は、廃止する。